

山梨県労働委員会年報

平成26年版

山梨県労働委員会事務局

は じ め に

この年報は平成26年1月から12月までの間における活動状況の概要等を収録したものです。

平成26年中に取り扱った事件は、不当労働行為救済申立事件が2件、労働争議の調整（あっせん）事件が1件、個別的労使紛争に係るあっせん事件が5件でした。

不当労働行為救済申立事件については、平成20年3月に申立てがあり21年2月に終結した事件以来、6年ぶりの申請でした。今後、審査（調査、審問）を行い、公益委員会議において不当労働行為に該当するか否かを審議していくこととなります。また、その間、併せて、円満に解決し、良好な労使関係を維持するため、和解に向けた働きかけも行い、目標としている1年以内の終結を目指して、迅速かつ的確に取り組んでいきます。

ここ数年は、個別事件及び形式的には調整事件ですが実質的には個別紛争である事件を多く取り扱ってきましたが、本年は就業規則の不利益変更など職場全体の労働条件を争点とする事件を何件か取り扱いました。

個別的労使紛争については、紛争解決機関が複線化されており、利用する側の事情に応じてそれぞれの制度を選択することが可能ですが、集団的労使紛争においては、その調整を行う法律上認められた唯一の機関として、公・労・使の三者で構成されている労働委員会の役割は、今なお重要であると考えられます。

この年報が、労使各位をはじめ日頃から労働問題に関心を寄せられている皆様の参考となり、本県労働委員会の活動状況について理解を深めていただくとともに、よりよい労使関係の確立のための一助となれば幸いです。

平成27年3月

山梨県労働委員会事務局

目 次

雇用形態の概況と労働組合の組織状況	1
1 雇用形態の概況	1
2 労働組合の組織状況	2
第1章 労働委員会の概要	5
第1節 沿 革	5
第2節 組 織	8
1 概 要	8
2 委 員	8
3 あっせん員候補者	9
4 事 務 局	10
第3節 運 営	11
1 労働委員会の職務権限	11
2 会議・研修	11
第2章 会議・研修	12
第1節 総 会	12
第2節 公益委員会議	16
第3節 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議	16
第4節 研 修	21
第3章 労働組合の資格審査及び決定	25
第4章 労働協約の拡張適用の決議	25
第5章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定	26
1 事件の処理状況	26
2 事件の概要	28

第6章	不当労働行為救済申立事件の再審査	31
第7章	行政訴訟	31
第8章	公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求	31
第9章	地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示	32
第10章	公益事業における争議行為予告通知の受理	33
第11章	争議行為発生届の受理	34
第12章	労働争議の調整	35
1	事件の処理状況	35
2	事件の概要	36
第13章	公共職業安定所に対する争議状態に関する通報	38
第14章	個別的労使紛争に係るあつせん	39
1	事件の処理状況	39
2	事件の概要	40
3	労働相談	50
[資料]		
・	(資料1) 年別・労働組合資格審査状況	51
・	(資料2) 年別・不当労働行為救済申立事件申立状況	52
・	(資料3) 年別・不当労働行為救済申立事件終結状況	53
・	(資料4) 年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数	54
・	(資料5) 年別・調整事件申請状況	56
・	(資料6) 年別・調整事件終結状況	58
・	(資料7) 年別産業別・調整事件申請件数	60
・	(資料8) 年別・個別あつせん事件申請・終結状況	62

雇用形態の概況と労働組合の組織状況

1 雇用形態の概況

総務省統計局が四半期ごとにまとめている労働力調査詳細集計の「平成26年7～9月期平均」によると、正規の労働者数（職員・従業員）は3,305万人、非正規の労働者数（職員・従業員）は1,952万人であり、全労働者数における非正規の労働者数の割合は37.1%となっている。

非正規労働者のうち、パート及びアルバイトの数は1,335万人、労働者派遣事業所の派遣社員は116万人、契約社員及び嘱託は412万人、その他89万人となっている。

雇用形態別雇用者数の推移

年次，四半期等	実 数								割 合	
	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	パート・アルバイト			労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員・嘱託	その他	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員
			パート	パート	アルバイト					
平成元年2月	3,452	817	656	468	188	-	161	81	19	
2年2月	3,488	881	710	506	204	-	171	80	20	
3年2月	3,639	897	734	522	212	-	163	80	20	
4年2月	3,705	958	782	555	227	-	176	80	21	
5年2月	3,756	986	801	565	236	-	185	79	21	
6年2月	3,805	971	800	559	241	-	171	80	20	
7年2月	3,779	1,001	825	563	262	-	176	79	21	
8年2月	3,800	1,043	870	594	276	-	173	79	22	
9年2月	3,812	1,152	945	638	307	-	207	77	23	
10年2月	3,794	1,173	986	657	329	-	187	76	24	
11年2月	3,688	1,225	1,024	686	338	-	201	75	25	
12年2月	3,630	1,273	1,078	719	359	33	161	74	26	
13年2月	3,640	1,360	1,152	769	382	45	163	73	27	
14年平均	3,489	1,451	1,053	718	336	43	230	125	71	29
15年平均	3,444	1,504	1,089	748	342	50	236	129	70	30
16年平均	3,410	1,564	1,096	763	333	85	255	128	69	31
17年平均	3,375	1,634	1,120	780	340	106	279	129	67	33
18年平均	3,415	1,678	1,126	793	333	128	284	141	67	33
19年平均	3,449	1,735	1,166	824	342	133	299	137	67	34
20年平均	3,410	1,765	1,155	824	331	140	322	148	66	34
21年平均	3,395	1,727	1,156	817	339	108	323	140	66	34
22年平均	3,374	1,763	1,196	852	344	96	333	138	66	34
23年平均	3,352	1,811	1,229	874	355	96	360	127	65	35
24年平均	3,340	1,813	1,241	888	353	90	354	128	65	35
25年平均	3,294	1,906	1,320	928	392	116	388	82	63	37
26年1～3月平均	3,223	1,970	1,351	941	410	116	416	87	62	38
4～6月	3,303	1,922	1,320	935	384	113	403	86	63	37
7～9月	3,305	1,952	1,335	933	402	116	412	89	63	37

出典：総務省「労働力調査」

※平成13年以前は「労働力調査特別調査」，平成14年以降は「労働力調査詳細集計」により作成。

なお、「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから時系列比較には注意を要する。

2 労働組合の組織状況

平成26年6月30日現在の全国の労働組合数（※1）は53,528組合（前年54,182組合）、労働組合員数（※2）は9,849,176人（前年9,874,895人）、推定組織率は17.5%（前年17.7%）となっており、前年より組合数で654組合の減少、組合員数で25,719人の減少、推計組織率で0.2ポイントの減少となった。（厚生労働省調べ）

県内の労働組合数（※1）は337組合（前年337組合）、労働組合員数（※2）46,617人（前年47,542人）、推定組織率（※3）は12.8%（前年13.2%）となっており、前年と比較して組合数は同数、組合員数で925人の減少、推定組織率は0.4ポイントの減少となった。（※4）

産業別にみると、労働組合数では製造業が72組合（21.4%）で最も多く、次に公務が48組合（14.2%）、運輸業・郵便業が36組合（10.7%）の順になっている。

労働組合員数では製造業が13,005人（27.9%）で最も多く、次に公務が8,260人（17.7%）、教育・学習支援業が5,955人（12.8%）の順になっている。

（県産業労働部労政雇用課調べ）（※5）

※1 全国及び県内の労働組合数は、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合をそれぞれ1組合として集計したもの

・単位組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。

・単一組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。

・単位扱組合：単一組織組合の最下部の組織（支部等）をいう。

※2 全国及び県内の労働組合員数は、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合の組合員数と、単一組織組合の本部及び連合扱組合に直属する組合員数を集計したもの。単一組織組合には、下部組織に属していない本部の組合員が存在する。

※3 県内の推定組織率は、労働組合員数を推定雇用者数で除した数値であり、次の方法により算出したものである。

・平成21年経済センサス基礎調査による県内の雇用者数＝353,011人……………①

・雇用者伸び率＝平成26年6月の全国の雇用者数÷平成21年6月の全国の雇用者数
＝56,170,000 ÷ 54,550,000 ……………②

・平成26年本県の推定雇用者数＝①×②＝363,495人……………③

・平成26年推定組織率＝平成26年労働組合数÷③×100＝12.8%

※4 県内の「労働組合数」及び「労働組合員数」の過去からの推移については3ページを参照

※5 県内の産業別の「労働組合数」及び「労働組合員数」の内訳については4ページを参照

県内の労働組合数及び労働組合員数の推移

指数:平成12年=100

区分 年次	組合数		組合員数		推定 組織率	対前年増減	
		指数		指数		組合数	組合員数
昭和35年	359	80.1	38,055	64.1	-	-	-
40年	365	81.5	48,728	82.1	-	-	-
45年	421	94.0	52,406	88.3	-	-	-
50年	494	110.3	55,333	93.2	-	-	-
55年	525	117.2	57,209	96.4	-	-	-
60年	499	111.4	59,410	100.1	-	-	-
平成2年	495	110.5	60,852	102.5	-	-	-
3年	497	110.9	61,343	103.3	-	2	491
4年	496	110.7	62,004	104.5	-	△ 1	661
5年	497	110.9	62,508	105.3	-	1	504
6年	487	108.7	61,344	103.3	-	△ 10	△ 1,164
7年	485	108.3	62,096	104.6	-	△ 2	752
8年	481	107.4	62,082	104.6	-	△ 4	△ 14
9年	479	106.9	61,958	104.4	-	△ 2	△ 124
10年	464	103.6	60,647	102.2	-	△ 15	△ 1,311
11年	458	102.2	59,136	99.6	-	△ 6	△ 1,511
12年	448	100.0	59,362	100.0	-	△ 10	226
13年	446	99.6	57,912	97.6	-	△ 2	△ 1,450
14年	444	99.1	55,815	94.0	-	△ 2	△ 2,097
15年	438	97.8	54,835	92.4	-	△ 6	△ 980
16年	432	96.4	53,957	90.9	-	△ 6	△ 878
17年	405	90.4	53,586	90.3	-	△ 27	△ 371
18年	390	87.1	52,789	88.9	-	△ 15	△ 797
19年	381	85.0	52,337	88.2	-	△ 9	△ 452
20年	377	84.2	52,280	88.1	注(1) 15.5	△ 4	△ 57
21年	369	82.4	51,456	86.7	14.6	△ 8	△ 824
22年	361	80.6	50,840	85.6	14.4	△ 8	△ 616
23年	356	79.5	50,210	84.6	注(2) 14.1	△ 5	△ 630
24年	346	77.2	49,016	82.6	13.7	△ 10	△ 1,194
25年	337	75.2	47,542	80.1	13.2	△ 9	△ 1,474
26年	337	75.2	46,617	78.5	12.8	0	△ 925

出典:山梨県「労働組合基礎調査」

注(1) 推定組織率を推計する際に用いてきた「事業所・企業統計調査」が平成21年より「経済センサス・基礎調査」に統合されたため、平成20年は「事業所・企業統計調査」、平成21年以降は「経済センサス・基礎調査」を使用し、算出している。

なお、「事業所・企業統計調査」と「経済センサス・基礎調査」の調査結果は差異が生じているが、総務省では、調査手法が異なることから、調査結果の差異が全て増加・減少を示すものではないとしている。

注(2) 平成23年の推定組織率は、平成24年4月に総務省統計局から公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」の平成23年6月分の推計値を用いて計算した値である。

県内の産業別労働組合数及び労働組合員数の状況

組 合 数		平成26年6月30日現在	
産 業	組合数	構成比(%)	
製造業	72	21.4%	
公務	48	14.2%	
運輸業、郵便業	36	10.7%	
卸売業、小売業	35	10.4%	
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・複合サービス事業・サービス業(他に分類されないもの)	33	9.8%	
医療、福祉	24	7.1%	
教育、学習支援業	23	6.8%	
金融、保険業・不動産業、物品賃貸業	22	6.5%	
建設業	13	3.9%	
情報通信業	12	3.5%	
電気・ガス・熱供給・水道業	8	2.4%	
宿泊業、飲食サービス業	5	1.5%	
農業・林業・漁業	4	1.2%	
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.3%	
分類不能の産業	1	0.3%	
合計	337	100.0%	

組 合 員 数			
産 業	組合員数	構成比(%)	
製造業	13,005	27.9%	
公務	8,260	17.7%	
教育、学習支援業	5,955	12.8%	
卸売業、小売業	3,865	8.3%	
金融、保険業・不動産業、物品賃貸業	3,754	8.1%	
学術研究、専門・技術サービス業・生活関連サービス業、娯楽業・複合サービス事業・サービス業(他に分類されないもの)	2,781	5.9%	
医療、福祉	2,601	5.6%	
建設業	1,971	4.2%	
運輸業、郵便業	1,718	3.7%	
情報通信業	1,234	2.6%	
電気・ガス・熱供給・水道業	1,167	2.5%	
宿泊業、飲食サービス業	192	0.4%	
農業・林業・漁業	62	0.1%	
鉱業、採石業、砂利採取業	28	0.1%	
分類不能の産業	24	0.1%	
合計	46,617	100.0%	

出典：山梨県「労働組合基礎調査」

第1章 労働委員会の概要

第1節 沿革

- (1) 昭和20年12月、労働組合法（旧法）の公布により、労働者の団結権、団体交渉権及び争議権が保障され、労働運動の保護助成措置が講じられるとともに労働委員会制度が設けられた。翌21年3月1日同法の施行により、労働問題処理のための行政機関として国に中央労働委員会が、各都道府県に地方労働委員会がそれぞれ設置されることになった。

山梨県では労働組合法施行に伴い、まず労働者を代表する労働者委員と使用者を代表する使用者委員をそれぞれ5名委嘱し、次いで労使各側委員の同意を得て学識経験者の中から第三者委員（中立委員）を5名委嘱し、計15名をもって同年3月20日第1回の総会を開催し、会長、会長代理を選出してその活動を開始した。また、労働委員会発足と同時に事務局も設置された。

- (2) 昭和21年9月27日、労働関係調整法の公布（同年10月13日施行）によって、あっせん・調停・仲裁等の諸手続が明確化され、労働委員会の機能が具体化された。
- (3) 昭和22年10月21日、国家公務員法の公布により一般職の国家公務員には労働組合法や労働関係調整法の適用がなくなった。また、昭和23年7月31日政令第201号が公布され、国又は地方公共団体の職員には同盟罷業等を裏付けとしたいわゆる団体交渉権が認められなくなり、このため官公庁等の事件は労働委員会の管轄から除外されることになった。
- (4) 昭和24年6月1日、労働組合の民主性・自主性の確保、不当労働行為排除の有効な措置を図るため、労働組合法、同法施行令の全面改正が行われた。

改正の主要事項は、

- ① 労働組合について届出主義から自由設立主義に改められた。
 - ② 労働組合の資格審査制度並びに不当労働行為の審査及び処分等の権限が加わった。
 - ③ 不当労働行為に対する処罰請求主義が原状回復主義に改められた。
 - ④ 委員の「委嘱」が「任命」に改められた。
 - ⑤ 第三者委員が公益委員と改称された。
 - ⑥ 準司法的機能が公益委員の専管事項となり、労使委員は審問手続に限り参与できることになった。
 - ⑦ 中央労働委員会に規則制定権、地方労働委員会に対する指示権、管轄指定権、優先管轄権及び再審査権が与えられた。
- (5) 昭和24年8月4日、中央労働委員会規則が公布され、労働委員会が業務を行う際の細部手続が規定された。
- (6) 昭和27年7月31日、労働関係調整法の改正が行われ、緊急調整制度の新

第1章

設（中央労働委員会）、調整事件における組合の資格審査の廃止、委員とあっせん員との兼職禁止規定の削除、公益事業における争議行為に予告制度が採用されることになった。

また、この改正の一環として地方公営企業労働関係法が施行され、地方公営企業の職員及び現業関係の地方公務員の労働関係については、地方労働委員会が取り扱うことになった。

- (7) 昭和 37 年 9 月 15 日、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の施行に伴い、労働組合法の争訟に関する規定が改正され、①中央労働委員会に対する再審査の申立期間について、やむを得ない理由があるときは1週間その期間を延長する、②労働委員会が行った処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができないとされた。

また、中央労働委員会規則が改正され、名称が労働委員会規則に改められた。

- (8) 昭和 40 年 5 月、地方公営企業労働関係法の一部改正により、新たに同法第 5 条第 2 項（使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示）の事務が労働委員会の職務に加わった。

- (9) 昭和 41 年 4 月、労働組合法の一部改正により、委員の任期が1年から2年に改められた。

- (10) 昭和 52 年 4 月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速かつ公正な処理を促進するための所要の規定が整備された。

- (11) 昭和 60 年 4 月、日本専売公社及び日本電信電話公社は、経営形態が民営化されたことにより、公共企業体等労働関係法からの適用除外となり、新たに民間会社として組織替えした日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社については、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることになった。

- (12) 昭和 62 年 4 月、日本国有鉄道は、経営形態が分割・民営化され、全国で6旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社など11新事業体と国鉄清算事業団が発足した。

これに伴い、J Rグループ各社の労使紛争事件についても、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることになった。

また、公共企業体等労働委員会の名称が国営企業労働委員会に変更された。

- (13) 昭和 63 年 5 月 20 日、中央労働委員会と国営企業労働委員会を統合するための労働組合法等の一部を改正するための法律が、第 112 通常国会において成立し、同年 6 月 14 日公布され、これにより中央労働委員会と国営企業労働委員会は同年 10 月 1 日付けで統合された。

- (14) 平成 12 年 4 月 1 日、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が施行され、地方労働委員会の事務が自治事務とされた。

- (15) 平成13年10月1日、地方自治法第180条の2の規定に基づき、知事から事務の委任を受け、当地方労働委員会において個別的労使紛争のあっせんを取り扱うことになった。
- (16) 平成15年3月24日、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為救済申立事件の迅速な処理を促進するための審査手続の充実と地方労働委員会事務の自治事務化の趣旨を踏まえた所要の規定が整備された。
- (17) 平成16年4月1日、地方独立行政法人法の施行により、地方独立行政法人制度が創設された。これに伴い、地方独立行政法人と職員の労働関係については地方公営企業労働関係法が適用されることになり、同法及び労働委員会規則の一部改正がなされた。
- (18) 平成16年11月17日、不当労働行為救済申立事件の審査の迅速化及び的確化を図る観点から、審査体制及び審査手続を整備すること等を目的とした労働組合法の一部を改正する法律が公布され、平成17年1月1日から施行された。

これにより、審査体制の整備を図るため、地方労働委員会の名称が都道府県労働委員会に変更されるとともに、地域の実情に応じた委員定数の増員や公益委員の常勤化、不当労働行為救済申立事件における合議体での処理、都道府県労働委員会による規則制定等が可能となった。また、審査手続を整備するため、労働委員会に審査計画の作成や審査の目標期間の設定が義務づけられる一方、迅速かつ的確な事実認定のために証人等への出頭命令や物件提出命令が可能となった。このほか、和解手続や取消訴訟における新証拠の提出制限等の規定が設けられた。

また、同法の改正に伴い同法施行令及び労働委員会規則も一部改正され、同時施行された。

- (19) 平成19年10月1日、郵政民営化法の施行により、日本郵政公社が分社・民営化（日本郵政株式会社他）された。これに伴い、日本郵政株式会社他の労使紛争事件については労働組合法及び労働関係調整法が適用されることになり、労働組合法及び労働委員会規則の一部改正がなされた。
- (20) 平成20年10月1日、国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行により船員労働委員会が廃止された。これに伴い、船員の集団的労使紛争の解決に係る事務が中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管されることになり、労働組合法等の一部改正がなされた。
- (21) 平成24年10月1日、労働委員会規則の一部改正により、審査手続を簡素化し、その実効性を高めるための方策として、「審問を経ずに命令交付する手続」及び「三者委員による解決策の勧告」の規定が整備された。
- (22) 平成25年6月14日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、労働関係調整法の一部改正がなされ、仲裁委員会について、委員の定数が、3人以上の奇数となり、定足数が過半数となった。

第2節 組 織

1 概要

都道府県労働委員会の組織は、労働者を代表する者（労働者委員）、使用者を代表する者（使用者委員）及び公益を代表する者（公益委員）各同数をもって構成されており、本県の場合は各5名で計15名となっている。

各委員の任命については、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て知事が任命している。

委員の任期は2年であるが再任を妨げない。

なお、会長及び会長代理は委員の選挙により公益委員の中から選出される。

また、労働委員会は労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働争議のあっせんに当たるため、学識経験を有する者で労働争議の解決につき支援を与えることができる者の中からあっせん員候補者を委嘱する。

なお、労働委員会の職務を処理するため事務局が設けられ、会長の同意を得て知事が任命する事務局長及び職員が置かれている。

2 委員

第40期委員は平成25年7月1日に任命され、任期は2年である。

第40期山梨県労働委員会委員名簿

◎会長 ○会長代理

	氏 名	職業・役職	備考
公 益 委 員	◎鶴田 和雄	弁護士	再任
	○田中 正志	弁護士	再任
	加藤 里美	特定社会保険労務士	再任
	勝俣 高明	公認会計士	再任
	深松 和子	山梨学院大学教授	再任
労 働 者 委 員	中澤 晴親	連合山梨会長	再任
	窪田 清	東京電力労働組合山梨総支部執行委員長	再任
	齊藤 伊人	T D K労働組合甲府支部支部長	新任
	永井 幸子	U Aゼンセン山梨県支部支部長	新任
	萩原 雄二	連合山梨事務局長	再任
使 用 者 委 員	小池 基次	山梨県経営者協会専務理事	再任
	小林 隆二	山梨県経営者協会参与	再任
	武田 與光	(株)テンヨ武田代表取締役会長	再任
	田中 好輔	甲斐日産自動車(株)代表取締役会長	再任
	松橋 勝美	塩山舗装(株)代表取締役社長	再任

平成27年3月1日現在

3 あっせん員候補者

労働委員会は、労働争議の公正な調整を図るため、労働関係調整法第10条の定めるところにより「あっせん員候補者」を委嘱し、その候補者名簿を備え、関係当事者からの申請又は職権に基づいて労働委員会が労働争議のあっせんをしようとするときは、その名簿に記載されている者の中から会長が指名してあっせんに当たらせる。ただし、労働委員会の同意があればあっせん員候補者名簿に記載されていない者を臨時にあっせん員に委嘱することもできる。なお、あっせん員候補者には現委員のほか、事務局職員の中からも委嘱している。

あっせん員候補者名簿

氏名	役職	委嘱年月日
鶴田 和雄	山梨県労働委員会会長	平15. 7. 14
田中 正志	山梨県労働委員会公益委員	平19. 7. 5
加藤 里美	山梨県労働委員会公益委員	平17. 7. 11
勝俣 高明	山梨県労働委員会公益委員	平21. 7. 22
深松 和子	山梨県労働委員会公益委員	平19. 7. 5
中澤 晴親	山梨県労働委員会労働者委員	平19. 7. 5
窪田 清	山梨県労働委員会労働者委員	平23. 7. 1
齊藤 伊人	山梨県労働委員会労働者委員	平25. 7. 2
永井 幸子	山梨県労働委員会労働者委員	平25. 7. 2
萩原 雄二	山梨県労働委員会労働者委員	平19. 7. 5
小池 基次	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
小林 隆二	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
武田 與光	山梨県労働委員会使用者委員	平24. 9. 26
田中 好輔	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
松橋 勝美	山梨県労働委員会使用者委員	平23. 7. 1
深尾 嘉仁	山梨県労働委員会事務局長	平26. 4. 23
青柳 嘉仁	山梨県労働委員会事務局次長	平26. 4. 23
小田切 春美	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平26. 4. 23

平成27年3月1日現在

4 事務局

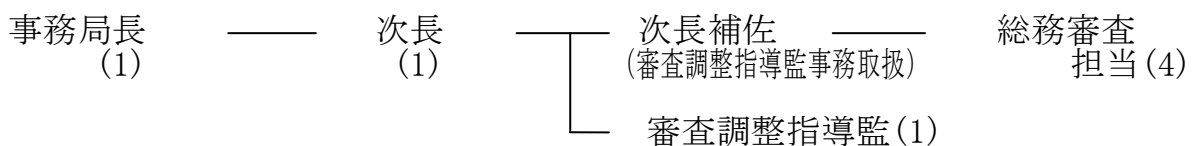
昭和21年3月、労働委員会発足と同時に労働委員会の事務を処理するため、事務局が設置された。事務局職員には事務局長、幹事、書記が法令で定められ、創設当初は内務部長が事務局長を、勤務課（後に労政課）員が幹事又は書記をそれぞれ兼務した。昭和22年以降、次第に専任職員が委嘱され、同年10月に至りすべて専任となり、事務局長以下15名が配置されて事務局体制が整備された。

その後、昭和24年労働組合法の改正に伴い、同法施行令第21条の定めるところにより職員の身分は県吏員に切り替えられ、昭和26年9月山梨県訓令甲第22号「山梨県地方労働委員会事務局処務規程」が定められて、事務局に総務・調整の2課が設置され所掌事務の範囲が明確になった。

事務局職員の定数は、昭和28年7月30日山梨県条例第22号「山梨県職員定数条例」によって16人と定められたが、その後条例改正によって職員の定数は9人と規定され現在に至っている。

昭和60年1月11日、行財政改善に関する総合福祉審議会の第二次中間答申がなされ、これに則り事務局組織をより効率的、機能的な組織とするため地方労働委員会と知事部局で検討の結果、従来2課制を廃止し、スタッフ制とすること等を内容とする基本的決定（昭和60年2月16日昭和60年度組織機構改善実施計画）が行われた。この決定を受けて従来諸規程の整備も図られることになり、「山梨県地方労働委員会事務局処務規程」は廃止され、昭和60年4月1日、新たな事務局組織は「山梨県行政組織規則」に規定されることになった。

平成16年4月1日、総務担当と審査調整担当が統合され、総務審査担当となった。これにより現在の事務局の組織は次のとおりとなり、事務局職員の定数は9名であるが現員は7名である。



事務局職員名簿

職名	氏名	事務局就任年月日
事務局長	深尾 嘉仁	平26. 4. 1
次長	青柳 嘉仁	平26. 4. 1
審査調整指導監	小田切 春美	平26. 4. 1
副主幹	山本 高史	平25. 4. 1
主査	小俣 浩	平26. 4. 1
主査	藤森 淳	平23. 4. 1
主任	櫻林 育美	平25. 4. 1

平成27年3月1日現在

第3節 運 営

1 労働委員会の職務権限

労働委員会の職務権限は労働組合法（労組法）、労働関係調整法（労調法）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）等に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査及び決定（労組法第5条第1項、第11条）
- (2) 労働協約の拡張適用の決議（労組法第18条）
- (3) 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定（労組法第27条）
- (4) 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求（労調法第42条）
- (5) 地方公営企業等の使用者の利益代表者の範囲に係る認定及び告示（地公労法第5条第2項）
- (6) 公益事業における争議行為予告通知の受理（労調法第37条）
- (7) 争議行為発生届の受理（労調法第9条）
- (8) 労働争議の調整（労組法第20条、労調法第12、18、30条）
- (9) 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報（職業安定法第20条、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第24条）
- (10) 個別的労使紛争に係るあっせん（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 第20条第1項、知事からの委任）

以上のうち、(1)(3)(4)(5)の権限は公益委員のみに属している。

2 会議・研修

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律等にそれぞれ規定する目的を達成するために国及び各都道府県が設置する合議制の行政委員会であり、労働委員会の運営は合議制の原則からすべて会議を通じて行われる。中心となる会議は三者構成の委員全員によって開催される総会、公益委員のみで準司法的手続によって問題を処理する公益委員会議、各労働委員会相互間の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図るために開催される連絡協議会及び連絡会議がある。

また、委員及び事務局職員の専門的知識の習得及び業務処理能力の向上を図るため、定期的に研修を実施するとともに、外部の研修に委員及び事務局職員を派遣している。（なお、会議のなかには実質的には研修と呼べる内容のものもあるが、第2章では名称により会議と研修を分類している。）

第2章 会議・研修

第1節 総会

総会は労働委員会規則の定めるところにより毎月定期的で開催されるほか、必要に応じて臨時に開催される。総会では労働委員会規則第5条第1項に規定された事項を審議決定するほか、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会、総会の決議によって設置される小委員会及びあっせん員からの報告を受けている。

平成26年中は第997回から第1008回まで12回開催された。内容については、以下のとおりである。

－ 総会内容一覧 －

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項等
		公益	労働	使用	
997	H26. 1.22	鶴田加深 田中藤松	中澤窪萩 澤田原	小池小林武田中橋 小田武田中橋	1 第996回定例総会議事録について 2 その他の報告事項等
998	H26. 2.26	鶴田加勝 田中藤俣	中澤齊萩 澤田原	小池小林武田中橋 小田武田中橋	1 第997回定例総会議事録について 2 平成26年(個)第1号あっせん事件について 3 平成26年(個)第2号あっせん事件について 4 争議行為予告に係る事件の実情について 5 その他の報告事項等
999	H26. 3.26	鶴田加勝深 田中藤俣松	中澤齊永萩 澤田井原	小池小林武田中橋 小田武田中橋	1 第998回定例総会議事録について 2 平成26年(個)第1号あっせん事件について 3 平成26年(個)第2号あっせん事件について 4 平成26年(調)第1号あっせん事件について 5 平成26年(個)第3号あっせん事件について 6 争議行為予告に係る事件の実情について 7 その他の報告事項等

第2章

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項等
		公益	労働	使用	
1000	H26. 4.23	鶴田加勝深 田中藤俣松	中窪齊永萩 澤田藤井原	小池林 武田中橋 松	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 第999回定例総会議事録について 3 平成26年(個)第1号あっせん事件について 4 平成26年(個)第2号あっせん事件について 5 平成26年(調)第1号あっせん事件について 6 平成26年(個)第3号あっせん事件について 7 争議行為予告に係る事件の実情について 8 その他の報告事項等
1001	H26. 5.28	鶴田加勝深 田中藤俣松	中窪齊永萩 澤田藤井原	小池林 武田中橋 松	1 第1000回定例総会議事録について 2 平成26年(個)第1号あっせん事件について 3 平成26年(調)第1号あっせん事件について 4 平成26年(個)第3号あっせん事件について 5 争議行為予告に係る事件の実情について 6 その他の報告事項等
1002	H26. 6.25	鶴田加勝深 田中藤俣松	窪齊永 田藤井	小池林 武田中橋 松	1 第1001回定例総会議事録について 2 平成26年(調)第1号あっせん事件について 3 平成26年(個)第3号あっせん事件について 4 その他の報告事項等
1003	H26. 7.23	鶴田加勝深 田中藤俣松	中窪齊永萩 澤田藤井原	小池林 武田中橋 松	1 平成26年度関東地区労使関係セミナー(第1回)に対する協賛名義の使用の許可について 2 第1002回定例総会議事録について 3 平成26年(調)第1号あっせん事件について 4 平成26年(個)第3号あっせん事件について 5 その他の報告事項等

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項等
		公益	労働	使用	
1004	H26. 8.27	鶴田加勝深 田中藤俣松	中窪永萩 澤田井原	小池小林田中橋 小武田松	1 第1003回定例総会議事録について 2 街頭啓発活動等の実施について 3 その他の報告事項等
1005	H26. 9.24	鶴田加勝深 田中藤俣松	中窪永萩 澤田井原	小池小林田中橋 小武田松	1 平成26年度関東地区労使関係セミナー(第2回)に対する協賛名義の使用の許可について 2 第1004回定例総会議事録について 3 その他の報告事項等
1006	H26. 10.22	鶴田加勝深 田中藤俣松	中窪永萩 澤田井原	小池小林田中橋 小武田松	1 第1005回定例総会議事録について 2 平成26年(個)第4号あっせん事件について 3 平成26年(個)第5号あっせん事件について 4 争議行為予告に係る事件の実情について 5 その他の報告事項等
1007	H26. 11.26	鶴田加勝深 田中藤俣松	中窪永萩 澤田井原	小池小林田中橋 小武田松	1 第1006回定例総会議事録について 2 平成26年(個)第4号あっせん事件について 3 平成26年(個)第5号あっせん事件について 4 争議行為予告に係る事件の実情について 5 その他の報告事項等

第2章

開催回数	開催年月日	出席委員			付議事項等
		公益	労働	使用	
1008	H26. 12.17	鶴田 田中 加藤 勝俣 深松	中澤 窪田 齊藤 永井 萩原	小池 小林 武田 田中 松橋	1 平成26年度関東地区労使関係セミナー(第3回)に対する協賛名義の使用の許可について 2 第1007回定例総会議事録について 3 平成26年(不)第1号不当労働行為事件について 4 平成26年(不)第2号不当労働行為事件について 5 第505回公益委員会議決定事項について 6 平成26年(個)第4号あっせん事件について 7 平成26年(個)第5号あっせん事件について 8 争議行為予告に係る事件の実情について 9 その他の報告事項等

第2節 公益委員会議

公益委員会議は労働委員会が行う権限のうち準司法的機能、すなわち労働組合法第5条、第7条、第11条及び第27条並びに労働関係調整法第42条による処分、さらに地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に規定する事項を審議決定する。

平成26年中は第505回の1回開催された。内容については、以下のとおりである。

－ 公益委員会議内容一覧 －

開催回数	開催年月日	出席委員	付議事項
505	H26. 12.17	鶴田 田中 加藤 勝俣 深松	山労委平成26年(不)第1号不当労働行為事件について 山労委平成26年(不)第2号不当労働行為事件について

第3節 連絡協議会、連絡会議及びその他の会議

労働委員会は労働者、使用者及び公益の各委員からなる「連絡協議会」、会長、公益委員及び事務局長をそれぞれ対象とした「連絡会議」並びに事務局の課長等を対象とした課長会議等を全国またはブロック単位で定期的に行い、委員等相互の連絡を密にして事務処理について必要な統一と調整を図っている。

平成26年中の開催状況は、以下のとおりである。

1 連絡協議会

【全国会議】

第 69 回全国労働委員会連絡協議会総会（東京都）

開催年月日	26. 11. 13 ～ 26. 11. 14
開催場所	東京都中野区 中野サンプラザ
出席委員	(公) 鶴田、田中、(労) 中澤、齊藤、(使) 武田、田中
議 題	1 労働委員会の活性化に向けた取組について（中労委公労使提案） 2 非正規労働者である組合員の氏名を開示しないことを理由とする団交拒否に係るあっせんについて（石川県公労使提案） 3 業務運営主体が変更された場合の使用し性について（近畿ブロック公労使提案）

【ブロック会議】

(1) 第 132 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（栃木県）

開催年月日	26. 5. 22 ～ 26. 5. 23
開催場所	栃木県宇都宮市 ホテルニューイタヤ
出席委員	(公) 鶴田、加藤、(労) 窪田、永井、(使) 田中、松橋
議 題	1 労働委員会の事件処理における当事者以外（社会保険労務士・弁護士など）の関与と対応（新潟県提案） 2 【講演】労働委員会の四季 過去と現在を比べて（栃木県提案）

(2) 第 133 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会（千葉県）

開催年月日	26. 9. 11 ～ 26. 9. 12
開催場所	千葉県千葉市 京成ホテルミラマーレ
出席委員	(公) 鶴田、深松、(労) 中澤、萩原、(使) 小池、小林

議 題	1 地方公務員法第3条第3項第3号の職として規定された職に任用された特別職の非常勤職員に係る任用不更新（雇止め）について（栃木県提案） 2 当事者双方とも弁護士を代理人申請しなかった不当労働行為事件について（千葉県提案）
-----	---

2 連絡会議

【全国会議】

（1）全国労働委員会会長連絡会議（青森県）

開催年月日	26.6.13
開催場所	青森県青森市 ホテル青森
出席委員	鶴田
議 題	救済命令におけるバックペイの算定について（広島県提案）

（2）全国労働委員会事務局長連絡会議（青森県）

開催年月日	26.6.12
開催場所	青森県青森市 ホテル青森
議 題	1 審査概況等について 2 調整事件等の概況について 3 今後の労働委員会活性化の取組について 4 平成26年度公労使委員合同研修について 5 第69回全労委総会について 6 労働委員会制度創設70周年記念行事について 7 次回の全労委会長・事務局長連絡会議の開催地等について

（3）都道府県労働委員会事務局長連絡会議

平成26年中においては、開催されなかった。

【ブロック会議】

(1) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議（千葉県）

開催年月日	26.9.12
開催場所	千葉県千葉市 京成ホテルミラマーレ
出席委員	鶴田
議 題	各労働委員会が直面する課題について（千葉県提案）

(2) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（栃木県）

開催年月日	26.5.22
開催場所	栃木県宇都宮市 ホテルニューイタヤ
出席委員	鶴田、加藤
議 題	契約期間1年の有期契約社員の雇止めを巡る不当労働行為救済申立事件の救済方法等について ～ 「雇止め直後の1年」以降の救済の余地はあるのか（埼玉県提案）

(3) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議（千葉県）

開催年月日	26.9.11
開催場所	千葉県千葉市 京成ホテルミラマーレ
出席委員	鶴田、深松
議 題	義務的団交事項ではないものに係る団体交渉を拒否することが、労組法第7条第2号ではなく、同条第3号違反の不当労働行為に当たる場合があるのか等について～ 義務的団交事項ではない議題に係る団体交渉といわゆる「中立義務」との関係に関して～（埼玉県提案）

(4) 関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議

平成26年中においては、開催されなかった。

3 その他の会議

【全国会議】

(1) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）

開催年月日	26. 11. 28
開催場所	東京都港区 労働委員会会館
議 題	1 調整業務の運営について 2 都道府県労働委員会からの業務報告 3 都道府県労働委員会等からの事例報告 ① 労働争議調整事件における事例 ② 個別労働紛争事件における事例

(2) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）

開催年月日	26. 11. 27
開催場所	東京都港区 労働委員会会館
議 題	1 三者委員勧告における実例報告 2 審査事件の履行確認の実例報告 3 平成タクシー控訴審判決（H26. 9. 10）の内容及びその経緯

【ブロック会議】

(1) 関東ブロック労委労協幹事会（群馬県）

開催年月日	26. 11. 24 ～ 26. 11. 25
開催場所	群馬県高崎市 ホテルメトロポリタン高崎
出席委員	中澤
議 題	1 労委労協次年度方針と関東ブロック労委労協の次年度方針 2 次年度総会について 3 各都県労委の取り組みの情報交換

(2) 関東ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議

平成26年中においては、開催されなかった。

(3) 西関東ブロック労働委員会事務局実務担当者会議（山梨県）

開催年月日	26.4.25
開催場所	山梨県甲府市 山梨県庁 防災新館 405会議室
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査事件において同日に複数人の証人尋問を行う場合、後に予定されている証人の取扱いについて（静岡県提案） 2 審問において傍聴席の収容能力を超える傍聴人が予想される場合の対応について（静岡県提案） 3 各種事件手続きにおける決裁処理について（静岡県提案） 4 あっせんにおける「紛争発生地」の規定と事務局調査について（新潟県提案） 5 「あっせん員・事務局限り」で提出された資料の取扱い等について（新潟県提案） 6 不当労働行為救済申立事件の審査期間の短縮等について（長野県提案） 7 あっせんの不開始の取扱いについて（長野県提案） 8 あっせんの待ち時間について（山梨県提案）

第4節 研 修

事件の申請（申立て）があった場合に、委員及び事務局職員が、情報を共有化し、迅速かつ適切な事件処理が遂行できるよう研修を実施し、また、外部の研修に積極的に派遣している。

平成26年中に実施または派遣した研修は、以下のとおりである。

(1) 事例研修

実施年月日	講師または説明者	テーマ
26.2.26	田中好輔委員	講演 クオリティー組織を目指して
26.3.26	山本副主幹	労働相談事例の検討

実施年月日	講師または説明者	テーマ
26. 4. 23	山本副主幹 藤森主査	労働委員会の事件処理における当事者以外(社会保険労務士・弁護士など)の関与と対応(関ブロ三者協議会議題) 契約期間1年の有期契約社員の雇止めを巡る不当労働行為救済申立事件の救済方法等について～「雇止め直後の1年」以降の救済の余地はあるのか(関ブロ公益委員会議議題)
26. 5. 28	深松委員	事例研修 H26(個)第2号あっせん
26. 6. 25	鶴田会長	事例研修 H26(個)第1号あっせん
26. 7. 23	勝俣委員	事例研修 H26(個)第3号あっせん
26. 8. 27	山本副主幹 藤森主査	地方公務員法第3条第3項第3号の職として規定された職に任用された特別職の非常勤職員に係る任用不更新(雇止め)について(関ブロ三者協議会議題) 当事者双方とも弁護士を代理人申請しなかった不当労働行為事件について(関ブロ三者協議会議題) 義務的団交事項ではないものに係る団体交渉を拒否することが、労組法第7条第2号ではなく、同条第3号違反の不当労働行為に当たる場合があるのか等について～義務的団交事項ではない議題に係る団体交渉といわゆる「中立義務」との関係に関して～(関ブロ公益委員会議議題)
26. 9. 24	田中会長代理	事例研修 H26(調)第1号あっせん

実施年月日	講師または説明者	テーマ
26.10.22	山本副主幹 小俣主査 藤森主査	労働委員会の活性化に向けた取組について（全労委総会議題） 非正規労働者である組合員の氏名を開示しないことを理由とする団交拒否に係るあっせんについて（全労委総会議題） 業務運営主体が変更された場合の使用しやすさについて（全労委総会議題）

（2）関係機関研修

実施年月日	講師	テーマ
26.1.22	山梨労働局総務部企画室 中村景子労働紛争調整官	個別労働紛争に係る指導助言、あっせんについて労働局における事例
26.11.26	山梨県嘱託医 功刀弘先生	講演 職場のメンタルヘルスについて

（3）外部研修

○委員対象の研修

実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内容
26.8.30 東京都港区 (連合東京)	関東ブロック労委労協研修会	(労働者委員) 窪田 齊藤 永井	講演 違法・不当解雇と賃金請求権、バックペイヤー司法救済と行政救済の違い 関東での労働者側弁護士の活動報告と労働契約法改正以降の動向

○事務局職員対象の研修

実施年月日 研修場所	研修名	受講者	内 容
26. 6. 9～11 東京都港区 (労働委員会 会館)	労働委員会 事務局職員 中央研修 調整コース	小田切 審 査 調 整 指 導 監	講演 労働委員会事務局職員に望むこと 事務局職員に期待すること 労働法の基礎 講義 調整関係労働法制について 一般企業労働関係調整業務 独立行政法人改革等について 演習 個別労働紛争 (メンタルヘルス不調者への対応)
26. 6. 9～11 東京都港区 (労働委員会 会館)	労働委員会 事務局職員 中央研修 審査コース	小俣主査	講演 労働委員会事務局職員に望むこと 事務局職員に期待すること 労働法の基礎 講義 不当労働行為の審査手続について 命令書(案)の起案のための作業手 順 演習 団交拒否
26. 8. 25～29 埼玉県朝霞市 (労働大学校)	労働委員会 事務局職員 専門研修	小俣主査	講義 事実認定上の留意点 労働組合法上の労働者性・使用者性 実務経験からみた和解の留意点 演習 命令原案作成 不当労働行為審査演習
26. 11. 7 東京都千代田 区(ベルサー ル神保町アネ ックス)	関東地区労 使関係セミ ナー	櫻林主任	講演 パワー・ハラスメントをめぐる紛争 の増加と、その背景そして防止を考え るーハラスメントのない職場づくり をめざしてー

第3章 労働組合の資格審査及び決定

労働組合が、不当労働行為の救済を求める場合や、労働委員会の労働者委員を推薦する場合、法人登記の手続きをする場合等には、労働組合法に規定する資格要件を満たしていなければならない。この申請のあった労働組合が資格要件を満たしているかどうかを審査することを「労働組合の資格審査」という。

平成26年中に取り扱った資格審査は2件で、内容については次のとおりである。

第1表 資格審査件数表

区分	係属 件数	補正 勧告	終結状況				翌年 繰越し
			適合	不適合	打切り	取下げ	
不当労働行為	2						2
法人登記							
委員推薦							
総会の決議							
計	2						2

第2表 資格審査取扱事件一覧表

事件 番号	労働組合名	申 請 年月日	申 請理由	終 結 年月日	終 結 結果
26-1	X 1 労働組合	26. 12. 16	不当労働行為		
26-2	X 2 労働組合	26. 12. 16	不当労働行為		

第4章 労働協約の拡張適用の決議

一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の申立てに基づき、労働委員会の決議により県知事は当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約の適用を受けるべきことの決定をすることができる。

平成26年中に取り扱った労働協約の拡張適用はなかった。

第5章 不当労働行為救済申立事件の審査及び判定

1 事件の処理状況

使用者が、

- ・組合活動をする労働者を不利益に取り扱うこと
- ・正当な理由がなく団体交渉を拒否すること
- ・組合運営を支配し、または介入すること

等の労働組合法第7条で禁止する不当労働行為を行ったと組合等から申立てがあったときに、申立内容を審査し、命令（救済・棄却）又は決定（却下）を発する。

平成26年中に取り扱った不当労働行為救済申立事件は、第3表のとおり2件で、いずれも新規申立てによるものである。

救済内容別では、いずれも労働組合法第7条第1号・2号・3号の救済を求めたものである。

業種はいずれも教育、学習支援業である。

事件の終結状況については、いずれも翌年繰越となっている。

第3表 不当労働行為救済申立事件一覧表

番号	事件名	業種	申立人	被申立人	申立年月日	各号の該当 労組法第7条	請求する救済内容	審査委員	参与委員		調査回数	審問回数	和解調査回数	審査終了年月日	終了後の状況 審査終了内容及び	命令書交付年月日	所要日数	証人等数
									労側	使側								
26-1	Y 1	教育、学習支援業	X 1 労働組合	学校法人 Y 1	26 ・ 11 ・ 28	1号 2号 3号	①定年通知撤回 ②団体交渉誠実 応諾 ③支配介入禁止 ④ボスト・ノー テイス	中 田 加 藤	中 澤	小 林					係属中			
26-2	Y 2	教育、学習支援業	X 2 労働組合	学校法人 Y 2	26 ・ 12 ・ 4	1号 2号 3号	①パワハラ等の禁 止 ②団体交渉誠実 応諾 ③非正規職員の 正職員化	田 鶴 勝 侯	永 井	小 池					係属中			

第6章 不当労働行為救済申立事件の再審査

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令（救済・棄却）又は決定（却下）について不服のある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行うことができる。

平成26年中に山梨県労働委員会に係る再審査事件として中央労働委員会が取り扱った事件はなかった。

第7章 行政訴訟

不当労働行為救済申立事件における山梨県労働委員会の命令（救済・棄却）又は決定（却下）について不服のある当事者は、地方裁判所に取消しの訴えを提起することができる。

平成26年中に山梨県労働委員会に係る行政訴訟事件として裁判所が取り扱った事件はなかった。

第8章 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求

公益事業を営む事業所において争議行為を行う場合には、その当事者は争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会と知事にその旨を通知しなければならない（第10章参照）、労働委員会がこれに違反すると疑われる事実があることを知ったときには、遅滞なく、審査を開始しなければならない。また、違反した場合、労働委員会は検察官に公訴を提起するよう要求（処罰請求）することができる。

平成26年中に取り扱った争議行為予告違反に対する処罰請求はなかった。

第9章 地方公営企業等の使用者の利益代表者の 範囲に係る認定及び告示

地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職の職員が結成又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲、いわゆる使用者の利益代表者の範囲を、当事者からの申出等に基づき公益委員会議で必要があると認める場合に、労働委員会はその範囲を認定して告示することとなっている。

平成26年中に取り扱った認定及び告示はなかった。

第10章 公益事業における争議行為予告通知の受理

1 概要

公益事業において争議行為をしようとする場合には、当事者は10日前までに、労働委員会と知事にその旨を通知（争議行為予告通知）しなければならない。

争議行為が発生している状態又は発生する恐れがある状態を労働争議といい、公益事業に係る労働争議が発生したときは、労働委員会は速やかにその実情を調査しなければならない。

2 処理状況

平成26年中に受理した争議行為予告通知は次表のとおり2件であり、それぞれ実情調査を行った。

平成26年争議行為予告通知者及び実情調査結果一覧表

通知者	組合員数	交渉事項	通知日	労働争議 終結日	終結 事由	争議 行為
山梨民主医療機関 労働組合	1,050	賃上げ、夏季 一時金等	26.2.13	26.5.2	解決	あり
山梨民主医療機関 労働組合	1,060	年末一時金等	26.10.21	26.12.3	解決	あり

第11章 争議行為発生届の受理

1 概要

争議行為が発生したときは、当事者は直ちに労働委員会または知事にその旨を届け出なければならない。

なお、公益事業以外の事業において、労働委員会が争議行為発生届の受理を契機に当該事業に係る労働争議の発生を知り得たときには、労働委員会は必要に応じその実情を調査する。

2 処理状況

平成26年中に受理した争議行為発生届は次表のとおり2件であった。

なお、いずれも公益事業に係る争議であり、事前に争議行為予告通知が提出されている。（第10章参照）

平成26年争議行為発生届出者及び実情調査結果一覧表

届出者	組合員数	交渉事項	届出日	争議行為実施日	労働争議終結日	終結事由	予告通知
山梨民主医療機関労働組合	1,050	賃上げ、夏季一時金等	26.2.13	26.3.13	26.5.2	解決	あり
山梨民主医療機関労働組合	1,060	年末一時金等	26.10.21	26.11.6	26.12.3	解決	あり

第12章 労働争議の調整

1 事件の処理状況

労働組合と使用者との間で労働条件や労使関係に関する話し合いが進まず、自主的な解決がどうしても困難であるとして当事者からの申請があった場合、申請に基づき労働委員会は労働争議の調整を行う。労働争議の調整方法には、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の三つがある。

平成26年中に取り扱った調整事件は、次表のとおり「あっせん」1件であった。

終結状況は打切りであり、合同労組からの申請であった。

平成26年調整事件一覧表

事件 番号	業種	組合 員数	調整 事項	申請日	あっせん員	調整 回数	終結 区分	終結日	処理 日数
				あっせん員 指名日					
26-1	教育、 学習支 援業	31	教員の定年年 齢の引下げ 給与削減	26. 2. 27	(公)田中正志 (労)永井幸子 (使)小林隆二	3	打 切 り	26. 7. 10	134
				26. 3. 24					

処理回数は申請日から終結日までの暦日数

第13章 公共職業安定所に対する争議状態に関する通報

労働委員会は、公共職業安定所に対して、事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによって、当該争議の解決が妨げられることを通報することができる。通報が行われた場合、公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者の紹介ができなくなる。

平成26年中に公共職業安定所に通報を行ったものはなかった。

第14章 個別的労使紛争に係るあっせん

1 事件の処理状況

近年、労働組合未加入者の増加、人事労務管理の個別化、就労形態の多様化による派遣契約労働者やパートタイム労働者等の非正規労働者の増加などを背景として、個々の労働者と使用者との間の紛争が増加している。

こうした中、平成13年10月施行の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律では、地方公共団体は個別労働関係紛争に係るあっせん等の施策を推進するよう努めることとされ（第20条）、あっせんについては、地方自治法第180条の2の規定に基づき、当労働委員会が知事の委任を受けて実施している。

平成26年中に取り扱った個別的労使紛争に係るあっせん事件は5件であり、内容については次のとおりである。

平成26年個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表

事件番号	業種	あっせん事項	申請日	あっせん員	調整回数	終結区分	終結日	処理日数
			あっせん員指名日					
26-1	学術研究、専門・技術サービス業	退職金の増額、時間外手当の支払 社会保険の取扱の説明	26. 2. 3	(公) 鶴田和雄 (労) 齊藤伊人 (使) 小池基次	2	解決	26. 4. 30	87
			26. 2. 6					
26-2	医療福祉業	パワハラに対する慰謝料の支払	26. 2. 3	(公) 深松和子 (労) 中澤晴親 (使) 田中好輔	1	打切	26. 3. 27	53
			26. 3. 11					
26-3	その他のサービス業	雇用形態の維持 パワハラ、退職勧奨をしない 医療費の支払	26. 3. 18	(公) 勝俣高明 (労) 萩原雄二 (使) 松橋勝美	2	取下	26. 6. 23	98
			26. 3. 28					
26-4	不動産業	契約更新しなかった理由の説明	26. 10. 8	(公) 加藤里美 (労) 齊藤伊人 (使) 武田與光	1	解決	26. 12. 3	57
			26. 11. 7					
26-5	その他のサービス業	退職の強要をしない	26. 10. 20	(公) 鶴田和雄 (労) 窪田清 (使) 田中好輔			係属中	
			26. 11. 11					

処理日数は申請日から終結日までの暦日数

3 労働相談

個別的労使紛争に係るあっせんの利用については、県中小企業労働相談所の労働相談を受けていることを前提としていたが、平成22年9月から労働委員会でも労働相談を受けることとし、労働相談からあっせんへスムーズに移行できるようにした。

平成26年中に受け付けた労働相談件数は117件であった。

なお、労働相談は事務局職員が対応している。

平成26年労働相談件数一覧表

紛争内容	区分	相談・助言			
		労働者	使用者	双方	計
実件数		109	8		117
経営又は人事		27	6		33
ア	解雇	15	4		19
イ	配置転換、出向・転籍	2	1		3
ウ	復職				
エ	懲戒処分				
オ	退職	8			8
カ	勤務延長、再雇用				
キ	その他経営又は人事	2	1		3
賃金等		32	2		34
ク	賃金未払	23			23
ケ	賃金増額	2			2
コ	賃金減額	1			1
サ	一時金				
シ	退職一時金	3	2		5
ス	解雇手当				
セ	休業手当				
ソ	諸手当				
タ	その他賃金	3			3
チ	年金(企業年金・厚生年金等)				
労働条件等		30			30
ツ	労働契約	8			8
テ	労働時間	4			4
ト	休日・休暇	1			1
ナ	年次有給休暇	4			4
ニ	育児休業・介護休業				
ヌ	時間外労働				
ネ	安全・衛生	2			2
ノ	福利厚生制度				
ハ	社会保険	4			4
ヒ	労働保険	7			7
フ	その他の労働条件等				
職場の人間関係		22			22
ヘ	セクハラ	4			4
ホ	パワハラ・嫌がらせ	18			18
その他		13	1		14
マ	その他	13	1		14
延べ件数		124	9		133

※実件数は、受け付けた相談件数であり、1件の相談の中に紛争内容が複数ある場合は、それぞれの項目に計上し、その合計を延べ件数としている。

(資料1)年別・労働組合資格審査状況

平成26年12月31日現在

区分 年	申請件数	係属件数	申請理由						補正勧告	結果			翌年繰越
			委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	争議調整	その他		資格あり	資格なし	打切り	
S21～30	864	864	687	13		46	42	76					
31～40	646	646	614	11	12	9			25	634	1	9	2
41～50	254	256	190	51	6	7			37	212	1	40	3
51～60	137	140	100	23	9	5			3	118		21	1
61～H7	86	87	66	14	5	1			2	77		9	1
H8～12	37	38	29	5	3				6	30		6	2
13	19	21	16	2	1				3	18		1	2
14	2	4			2				1	4			
15	12	12	11		1				1	11			1
16	2	3		2						1		2	
17	11	11	11						1	11			
18													
19	11	11	11						1	11			
20	1	1		1						1			
21	12	12	11		1					8		4	
22													
23	7	7	7							7			
24													
25	7	7	7						1	7			
26	2	2		2									2
計	2,110	-	1,760	124	40	68	42	76	(81)	(1,150)	(2)	(92)	-

(注) 合計欄の()内の数字は昭和31年以降の合計件数である。

(資料2)年別・不当労働行為救済申立事件申立状況

平成26年12月31日現在

区分 年	申立件数	係属件数	申立人			申立理由							
			個人	組合	個人・組合	旧労働調法第40号	労働組合法第7条						
							1号	2号	3号	1・2号	1・3号	1・2・3号	2・3号
S21～30	21	21	6	15		5	4		1		9	2	
31～40	17	18	1	15	1		2	2	2		5	6	
41～50	46	48	1	29	16		2	1	4	2	27	6	4
51～60	17	20		10	7			2	3		9		3
61～H7	11	12		7	4			1	2		4	3	1
8～12	4	6		2	2						1	3	
13	1	2		1								1	
14		1											
15													
16	1	1			1						1		
17													
18													
19													
20	1	1		1								1	
21		1											
22													
23													
24													
25													
26	2	2		2								2	
計	121	-	8	82	31	5	8	6	12	2	56	24	8

(資料3)年別・不当労働行為救済申立事件終結状況

平成26年12月31日現在

区分 年	申立件数	係属件数	終結状況						繰越し	
			命令・決定					和解		取下げ
			処罰請求	救済	一部救済	棄却	却下			
S21~30	21	21	1		2		1	16		1
31~40	17	18						16		2
41~50	46	48		2	6		1	27	9	3
51~60	17	20		2	3	1		11	2	1
61~H7	11	12			4			5	1	2
8~12	4	6						5		1
13	1	2			1					1
14		1		1						
15										
16	1	1						1		
17										
18										
19										
20	1	1								1
21		1						1		
22										
23										
24										
25										
26	2	2								2
計	121	-	1	5	16	1	2	82	12	-

(資料4)年別産業別・不当労働行為救済申立事件申立件数

産業別	年	S21	31	41	51	61	8	9	10	11	12	13	14	計
		30	40	50	60	61 H7								
農業・林業・漁業		1												1
鉱業														0
建設業														0
製造業	食品製造業	4	1											5
	繊維工業・繊維製品製造業	6			1									7
	木材、木製品、家具装備品製造業	2		1										3
	パルプ、紙、紙加工品製造業	2												2
	出版、印刷、同関連産業			1										1
	化学工業		1	2										3
	窯業、土石製品製造業			3	2									5
	金属製品製造業			8	1									9
	機械器具製造業	1	1	1	2	1								6
	その他製造業		3	4	2									9
電気、ガス、水道業														0
運輸通信業		1	18	5	4									28
卸売業、小売業	2	1	1					1			1			6
金融、保険、不動産業	2	2												4
サービス業	医療業		2	4	1	1								8
	教育		2	3										5
	その他サービス		3		3	5		2				1		14
公務	1													1
その他														0
計		21	17	46	17	11	0	3	0	0	1	1	0	117

平成26年12月31日現在

産業別	年	H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
	農業・林業・漁業													
鉱業														0
建設業														0
製造業	食品製造業													0
	繊維工業・繊維製品製造業													0
	木材、木製品、家具装備品製造業													0
	パルプ、紙、紙加工品製造業													0
	印刷、同関連産業													0
	化学工業													0
	窯業、土石製品製造業													0
	金属製品製造業													0
	機械器具製造業													0
	その他製造業													0
電気、ガス、熱供給、水道業														0
情報通信業														0
運輸業														0
卸売業、小売業														0
金融、保険、不動産業														0
飲食店、宿泊業							1							1
医療、福祉		1												1
教育、学習支援業													2	2
サービス業、複合サービス業														0
公務														0
その他														0
計		0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	4

(注)平成15年以降は新産業分類基準による分類

(資料5)年別・調整事件申請状況

調整事項	年	S21	31	41	51	61	8	9	10	11	12	13	14
		～ 30	～ 40	～ 50	～ 60	～ H7							
(申請件数)		169	155	202	126	37	1	1		2	4	2	2
賃 金 制	賃金増額	26	54	53	45	7	1						
	一時金	2	37	49	37	12	1			1	1		
	諸手当	4								1			
	その他賃金関係	16	5		3	3					2		
	退職一時金、年金	35	13	7	1	2	1			1	1		2
	解雇手当休業手当	26		2									
給 与 以 外 の 労 働 条 件	労働時間			10	2								
	休日、休暇					1							
	作業方法の変更												
	定年制					1							
	その他労働条件	4	11	11	4			1					
経 営 又 は 人 事	事業休廃止操短	6	3	1									
	企業合併												
	人員整理												
	配置転換		2	3	1								
	解雇	20	10	19	9	4					2		1
	その他経営人事				1	1							
	福利厚生												
	団交促進	4	10	43	21	2					3	2	
	事件協議制												
組合承認活動	2		1	1	2								
協約締結等	17	6	1										
その他	7	4	2	1	2								
計	169	155	202	126	37	3	1	0	3	9	2	3	

(注)平成7年までは1事件について主要な調整事項を1事項のみ記載している。平成8年からは申請のあった全ての調整事項を記載している。

平成26年12月31日現在

調整事項別		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
(申請件数)		2	2	3	3	3	1	3	2	1	3	1	1	726
賃 金 制	貸金増額							1			1			188
	一時金				2	2					1			145
	諸手当			1							1			7
	その他貸金関係			1				2					1	33
	退職一時金、年金	1												64
	解雇手当休業手当	1												29
給 与 以 外 の 労 働 条 件	労働時間													12
	休日、休暇													1
	作業方法の変更													0
	定年制												1	2
	その他労働条件													31
経 営 又 は 人 事	事業休廃止操短													10
	企業合併													0
	人員整理													0
	配置転換							1	1					8
	解雇・雇止め			1	1	1	1	3	2	1	1	1		77
	その他経営人事		1	1	1									5
	福利厚生													0
	団交促進		1	2	1	1	1	2						93
	事件協議制													0
組合承認活動													6	
協約締結等													24	
その他										1			17	
計	2	2	6	5	4	2	9	3	1	5	1	2	—	

(資料6)年別・調整事件終結状況

年		S21	31	41	51	61	8	9	10	11	12	13	14
		30	40	50	60	H7							
指 名 前	あっせんにおける不開始												
	調停における取下げ勧告												
	仲裁における取下げ勧告												
	取下げ	5	10	14	6	1							
	移管												
指 名 後	取下げ	13	11 3	13	13	5					1	2	
	打切り	22 5	36	56	45	9	1	1		1			1
	解決	114 8	91 3	119 1	62	21	1			1	3		1
	裁定												
	不調	1	1										
	移管												
計		154 14	148 7	202 1	126	36	2	1		2	4	2	2
翌年の繰越し		1	1			1							

(注) 上段－あっせん 下段－調停

平成26年12月31日現在

年		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	合計
		終結												
指 名 前	あっせんにおける不開始							1						1
	調停における取下げ勧告													
	仲裁における取下げ勧告													
	取下げ				1									37
	移管													
指 名 後	取下げ		1	1				1						61 3
	打切り	1	2		2		2	1	2		1		1	184 5
	解決			1	1	2				1	2	1		421 12
	裁定													
	不調													2
	移管													
計		1	3	2	4	2	2	3	2	1	3	1	1	704 22
翌年の繰越し		1		1		1								

(注) 上段－あっせん 下段－調停

(資料7)年別産業別・調整事件申請件数

産業別		年												計
		S21 30	31 40	41 50	51 60	61 H7	8	9	10	11	12	13	14	
農業・林業・漁業		4												4
鉱業		6	1											7
建設業		5	1										1	7
製 造 業	食料品製造業	16	4		2									22
	繊維工業・繊維製品製造業	42	58	38	6	4				1				149
	木材、木製品、家具装備品製造業	24	5	5	1									35
	パルプ、紙、紙加工品製造業	5	2											7
	出版、印刷、同関連産業	2	2	5		2								11
	化学工業	1	3		2									6
	窯業、土石製品製造業	6	2	3	27	6								44
	金属製品製造業	8	1		3									12
	機械器具製造業	9	15	25	17	6								72
	その他製造業	8	7	4			1							20
電気、ガス、水道業			1			1								2
運輸通信業		5	30	82	51	8					1			177
卸売業、小売業		2	7	13	2	1						1		26
金融、保険、不動産業		4	6											10
サ ー ビ ス 業	医療業		1	10	3	1				1				16
	教育	1	7	10	1							1		20
	その他サービス	9	1	5	11	8		1			3		1	39
公務		12	1	1										14
その他				1										1
計		169	155	202	126	37	1	1		2	4	2	2	701

平成26年12月31日現在

産業別	年	H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計	
	農業・林業・漁業														
鉱業															
建設業															
製造業	食品製造業														
	繊維工業・繊維製品製造業														
	木材、木製品、家具装備品製造業														
	パルプ、紙、紙加工品製造業														
	印刷、同関連産業														
	化学工業														
	窯業、土石製品製造業														
	金属製品製造業														
	機械器具製造業							1							1
	その他製造業												1		
電気、ガス、熱供給、水道業															
情報通信業															
運輸業・郵便業			1		1		1	1		1				5	
卸売業、小売業			1	2	1					1				5	
金融、保険、不動産業															
飲食店、宿泊業															
医療、福祉		1						1			1			3	
教育、学習支援業											1		1	2	
サービス業、複合サービス業	2			1	1		1	1						6	
公務		1	1											2	
その他															
計		2	2	3	3	3	1	3	2	1	3	1	1	24	

(注)平成15年以降は新産業分類基準による分類

(資料8)年別・個別あっせん事件申請・終結状況

平成26年12月31日現在

区分		年														合計
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
新規申請		1			1	1	2	1	1	1	4	7	4	1	5	29
係属件数		1			1	1	2	2	1	1	4	7	4	3	5	-
処理 状況	解決				1		1	1	1	1	1	3	2		2	13
	取下げ							1				1		2	1	5
	打切り	1				1					3	3		1	1	10
産 業 別	建設業	1								1		1				3
	宿泊業				1											1
	専門サービス業					1	1								1	3
	農業, 林業							1								1
	複合サービス業							1				2				3
	道路旅客運送業								1							1
	卸売業, 小売業										1	1	1			3
	医療, 福祉										1	1			1	3
	製造業										1	2	1	1		5
	その他										1		2		3	6
あっ せん 事 項	賃金					1		1		1		4			1	8
	一時金・退職金										2	2	1	2	1	8
	解雇、雇止め	1			1		1	1	1		1	3	1		2	12
	配置転換								1		1	1				3
	その他						1			2	5	4	4	2	3	21

※1事件につき複数のあっせん事項がある場合がある。

山梨県労働委員会年報

平成26年版

平成27年3月 発行

編集 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 県庁北別館3階

電話 (055) 237-1111 (代表) 内線8753~8756

(055) 223-1826 (直通)

(055) 223-1827 (労働相談専用)

FAX (055) 223-1828

E-MAIL roudou-iin@pref.yamanashi.lg.jp

HP <http://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html>
